

〔注〕平成26年4月から改正経過を注記した。

## 改正

平成15年4月1日施行

平成26年4月1日要綱第7号

江戸川区くらしの便利帳広告掲載取扱要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、江戸川区が発行するくらしの便利帳（以下「便利帳」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載範囲)

**第2条** 掲載できる広告は、区民生活に密着した公共性を有するものであって、その範囲は次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 便利帳の公共性又は品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に係わるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝又は人事募集に係わるもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) その他便利帳に記載する広告として適当でないと認められるもの

一部改正〔平成26年要綱7号〕

(広告の優位順位)

**第3条** 広告の掲載は、次に掲げる順位によるものとする。

- (1) 国、地方公共団体及び公共的団体並びにこれらに類するもの
- (2) 前号に掲げるもの以外の企業等のうち、公共性の高い企業で、区内に事業所等を有するもの
- (3) 前2号に掲げるもの以外の企業等のうち、区内に事業所等を有するもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条に規定する広告の範囲内のもの

一部改正〔平成26年要綱7号〕

(広告の掲載位置)

**第4条** 広告を掲載する位置は、原則として便利帳裏表紙の内側及び本文中の後ろから数頁とする。

(広告の規格及び掲載料)

**第5条** 掲載する広告の規格及び掲載料は、次のとおりとする。

	広告名	規格	広告掲載料
1	1号広告	A4版・裏表紙の裏全面(4色)	822,860円
2	2号広告	A4版・裏表紙の裏1/2(4色)	411,430円
3	3号広告	A4版・本文中指定するページの全面(2色)	411,430円
4	4号広告	A4版・本文中指定するページの1/2(2色)	205,710円
5	5号広告	A4版・本文中指定するページの1/4(2色)	102,860円
6	6号広告	A4版・本文中指定するページの1/8(2色)	51,430円

一部改正〔平成26年要綱7号〕

(掲載希望者の募集)

**第6条** 区長は、くらしの便利帳に広告を掲載しようとする者(以下「広告掲載希望者」という。)を広報紙で公募するほか、第3条に規定する団体等に広告掲載の案内をすることができる。

(広告の掲載申込み)

**第7条** 広告掲載希望者は、広告掲載申込書(第1号様式)に掲載しようとする広告の原稿を添えて、区長に提出するものとする。

一部改正〔平成26年要綱7号〕

(広告掲載の決定)

**第8条** 区長は、前条に規定する申込みがあったときは、審査のうえ広告の掲載の可否を決定する。この場合において、同一掲載順位の広告掲載の申込みが当該広告掲載件数を超えたときは抽選とする。

2 区長は、前項に規定する広告掲載の決定をしたときにあつては、広告掲載決定通知書(第2号様式)により、掲載できないと決定したときにあつては、広告不掲載決定通知書(第3号様式)により、広告掲載申込書を提出した者に対し、通知するものとする。

3 前項に規定する広告掲載決定の通知を受けた掲載申込者(以下「広告主」という。)は、速やかに掲載しようとする広告の版下原稿を区長に提出するものとする。

一部改正〔平成26年要綱7号〕

(広告掲載料の納入)

**第9条** 広告主は、別に定める期限までに、第5条に規定する広告掲載料を一括して前納するもの

とする。ただし、区長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(広告掲載料の還付)

**第10条** 既納の広告料は、還付しない。ただし、区長が広告主の責によらない理由により掲載することができなかつたと認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

一部改正〔平成26年要綱7号〕

(広告主の責任等)

**第11条** 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 版下原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

**第12条** 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) ぐらしの便利帳の発行上、支障があるとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) その他区長が特に必要があると認めたとき。

一部改正〔平成26年要綱7号〕

(委任)

**第13条** この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は経営企画部広報課長が別に定める。

一部改正〔平成26年要綱7号〕

**付 則**

この要綱は、平成13年12月27日から施行する。

**付 則** (平成26年4月1日要綱第7号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

**様式** (省略)